

議案第39号

倒木による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて

倒木による物損事故に係る損害賠償事件に関し、次のとおり損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

損害賠償及び和解の相手方	損害賠償の額	和解の内容	損害賠償の原因
●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●● ●●●●●●●● ●●	1,069,948円	損害賠償の額を左記のとおりとし、今後双方とも一切の異議又は請求の申立てをしない。	令和元年10月12日から翌13日にかけて、北上市和賀町岩崎新田10地割地内において、市が管理する水路敷の立木が台風19号の強風により倒れ、相手方が所有する施設のフェンスを損壊させたものである。

令和2年7月21日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

水路敷立木の倒木による物損事故の和解をし、これに伴う損害賠償の額を定めようとするものである。